

第 1 1 9 回 関西広域連合委員会

日程：令和 2 年 7 月 2 2 日（水）

場所：大阪府立国際会議場

1 0 階 1 0 0 4 - 7 会議室

開会 午前 1 1 時 2 0 分

○井戸広域連合長 それでは第 119 回の関西広域連合委員会を開催させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応等につきまして、第 7 回の対策本部会議として実施させていただきます。まず広域防災局から報告させていただきます。

○事務局 広域防災局からは、冒頭、感染症の対応ということで、別添 1 - 1 等についてご紹介させていただきます。

別添 1 - 1、3 ページをご覧ください。

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況ということで、7 月 20 日 0 時時点の感染者の状況でございます。直近とは少し異なるかと思いますが、ご覧いただきたいと思えます。

感染患者数としましては、表頭にありますように、関西圏全体で 4,161 名の感染者があります。その下に括弧書きしております 1,049 というのが、6 月 16 日以降の新規感染者であり、それは下の（2）にありますように、ちょうど 6 月 16 日というのは、それまでゼロないし 2 人で推移していた感染者数が、この日以降、継続的な増加が見られるようになった日ということで、そこで区切らせていただいているところであります。

表頭ご覧いただきますとおり、大阪府、京都府、兵庫県といったところで数多く新規感染者が出ておりますが、奈良県等についても若干の増加が見てとれます。

2 つ目の感染経路ですけれども、（1）は 6 月 15 日までということで、ライブハウス、そのほかクラスターの状況等を整理しておりますが、（2）が 6 月 16 日以降と

いうことでもあります。ここでは、飲食店、首都圏への移動、家族、職場というカテゴリーで整理できるものについてしておりますけれども、若干不明な部分については空欄になっているところもございます。多いところとしましては、やはり飲食店で 136 名、全体の 13%を占めるほか、家族や職場を通じた感染ということも見てとれますし、その下、それ以外の濃厚接触者等を通じた感染ということが推定される率も相当数に上っているところでもあります。

次のページをご覧ください。

関西圏域におけるコロナウイルス感染症の新規感染症の推移ということで、ご案内のとおり第 1 波と言われておりますけれども、3月下旬から4月にかけてのピーク、関西圏では4月9日に 155 名ということ記録しております。一旦収束というか、落ち着きを取り戻しておりましたが、ここ足元にきて感染が増加してきているところでありまして、直近でいきますと、7月18日がピークということで、第2番目の新規感染者数 134 名を記録しているというところでもあります。黒い棒グラフになっております感染経路不明の割合ですけれども、ご覧のような状況になっています。

下の表は、16日以降の府県別の感染者数の推移ということで、ここへきまして、やはり大阪府、京都府、兵庫県、そして奈良県が増加している傾向が見てとれます。

5 ページをお願いいたします。

参考といたしまして、全国の都道府県における感染状況であります。

全国での感染者数、特に東京都が突出しているわけでありましてけれども、首都圏 4 都県のほかに関西圏も若干増加していることでもあります。また、2 番は 10 万人当たりに対する 1 週間の感染者数、7月13日から19日の 1 週間の感染者数ですが、ここにおきましては、やはり首都圏 4 都県のほかに関西圏におきましても、大阪府、京都府、奈良県といったところが、2.5 人というのが協力要請基準といたしまして、厚生労働省が知事による社会的な協力要請を行う基準として表明しているものですが、その線を超えているということが見てとれます。

次に、別添 1 - 2 をご覧いただきますと、これは関西府県における対処方針としまして、自粛要請やその解除の判断基準を、それぞれの府県において定めております。例えば、滋賀県におきましては、ご覧のような基準を設けている中で、右側の現状にありますとおり 7 月 17 日に警戒ステージに移行している状況にある。同様に、京都府につきましても、これは 7 月 8 日に基準を見直ししておりますけれども、7 月 14 日に警戒基準に到達しているということでもあります。以下、他の府県についての状況も整理しているところです。

少し飛びまして、別添 1 - 3 をご覧いただきたいと思います。

これは、前回もご紹介いたしました、構成団体における緊急経済対策の状況ということで、1 つには各府県市における経済雇用対策、2 つには教育対策、3 つには社会福祉対策、そして 4 つには収束後の地域活性化対策を取りまとめております。

時間の関係上、内容のご紹介は割愛させていただきます。広域防災局からの説明は以上でございます。

○井戸広域連合長　　続きまして広域医療局お願いいたします。

○事務局　　それでは、別添 2 をご覧ください。

構成府県市内における検査・医療体制の直近の状況でございます。前回、7 月 4 日の委員会の時点から数字を置き換えております。

まず初めの項目でございます。検査体制・検査能力についてですが、各府県市において、検査可能体制の拡充が図られてきております。前回 7 月 4 日の時点では 3,694 件の検査が可能ということでしたが、さらに能力を拡大しまして、現在、1 日 4,844 件の検査が可能となっております。

下段が検査の実績でございます。全ての府県市におきまして、検査の件数は増加傾向でございます。14 日以降は管内全域で 2,000 件を超える検査が行われております。特に大阪府におきましては、16 日以降、1,000 件を超える検査が行われておりまして、これは調査開始以降初めて 1,000 件を超えているという状況になってございます。

次のページをご覧ください。

帰国者・接触者外来等の設置箇所数でございます。こちらにつきましても体制の拡充が図られてきておりまして、今回、外来等の設置箇所数 263 箇所ということでございます。前回 252 箇所でしたが、京都府、大阪府、兵庫県において増設されているというところでございます。

その下の表でございます。入院可能病院数等でございます。一部の病院につきまして、コロナ対応から一般患者の受入れ対応に戻したというようなところがございまして、数としては前回より少なくなっておりまして、病院の入院可能病院数としては 201 箇所、受入可能病床数は 2,978 床となっております。

今後、感染が仮に拡大してくるということになれば、改めてコロナ対応の病院に戻す、そして病床も戻すというような対応が図られるというところでございます。

次のページをご覧ください。

4 番は、各府県における入院調整本部の設置状況でございます。前回から大きな変更はございません。

その下の 5 番、医療機関以外の受入体制の状況についてでございます。無症状・軽症の方を受け入れるための宿泊施設についてでございますが、こちらにも一旦契約の満了に伴いまして契約を解除した施設がございまして、現在、全体で 19 施設、2,735 室が確保されているところでございますが、こちらにも仮に今後、利用者数が増加してくるというような状況があれば、再度確保を行っていくこととされております。

最後のページは、相談体制、窓口の設置状況でございます。大きな変更はございません。

別添 2 につきましては、以上でございます。

○井戸広域連合長 ありがとうございます。

それでは、全国知事会の動きにつきまして、会長の飯泉知事からお願いします。

○飯泉委員 それでは別添 3 をご覧いただきたいと思います。累次にわたる提言で

あります。

まず7月10日、西村大臣と意見交換をさせていただきました。この中では、国がステップ3ということで、屋内・屋外を問わず5,000人まで、例えば、Jリーグ、またプロ野球なども有観客、これでスタートしたところでありましたので、タイムリーに意見を出させていただきました。特に今、全国で保健所の積極的疫学調査、これに協力が得られない、あるいは途中でいなくなってしまう、こうしたことが多発しておりますので、こうした協力拒否への対策、また、休業要請に従わない場合の罰則適用など、いわゆる実効性を担保する法的措置、ここについては大変強く申入れをさせていただきました。

また同日、赤羽国土交通大臣から、本来は8月1日、そして8月中旬ぐらいになるであろうと言っていたG o T oトラベルが、突然7月22日にスタートするという話が出されました。全国の多くの知事さん方から危惧する声が出されましたので、緊急に、私と農林商工の常任委員長、湯崎知事の連名で提言を出させていただきました。

まず、G o T oトラベル、これについては我々も求めたものでありますので、このキャンペーン自体は特に打撃の大きい観光関連産業にとって夢と希望の持てるものである。そうした中でやはり昨今の感染状況、これを考えますと、段階的に近隣の地域から引き上げていくべきではないか。また、特に熊本は令和2年7月豪雨で大きな打撃を受けておりますので、そこに対する配慮、これをしっかりとした上で行っていただきたいと申入れさせていただいたところであります。

また、これを受ける形で、7月17日ではありますが、赤羽大臣と協議させていただきました。そして、この中では東京都を外すという形が国に決められたものでありますので、そうであれば、東京都を加える場合の基準、あるいは東京都以外の感染拡大地域がどんどん出た場合、その地域を外す場合の、こちらも基準、これらの明示、これを求めたところであります。

また、今後定めていくと言われている地域共通クーポン、こちらの制度設計につい

ては、是非地方の意見を組み込んだ形でのスキームの早期明示も求めたところであり
ます。

こうした形で、特に被災地につきましては、スタートが遅れるということになって
まいりますと、やはり予備費の活用、別枠の用意を是非行って、被災地の安心を用意
していただきたいと。この点も申し上げ、これらについては全て赤羽大臣のほうから
前向きに回答をいただいたところでもあります。

そして皆様方、本当にお疲れさまでございました。この日曜日、7月19日であり
ますが、第10回の新型コロナウイルス緊急対策本部と第2回緊急広域災害対策本部、
この合同の会議を開催させていただきまして、関西広域連合の知事さん方をはじめ
43名の知事にご出席、そしてご意見をいただいたところでもあります。

そして、この中では10項目の提言、緊急提言を取りまとめさせていただきました。
例えば、1番にあります、感染拡大への緊急対応について。特に東京都、その保健所、
新宿区などについての対応。

また、2番目として、感染症対策に係る法的措置、先ほど西村大臣に強く求めた点
を具体的に書かせていただいております。

また、3番目としてはG o T oキャンペーンについてということで、今も申し上げ
たその対象から外す場合、あるいはまた戻る場合、またさらには時期などについても
弾力的、またその基準を明確化してもらいたいといったこと。また、赤羽大臣がキャ
ンセル料については、これは国は補填しないという話が出されましたので、やはり国
民の皆さん方の安心はもとよりのこと、事業者の皆さん方の安心、これもしっかりと
やはり措置すべきではないかということで、キャンセル料については国が補填すべき
である、この点についても強く書かせていただいたところでもあります。

また、さらにはPCR検査、これを戦略的に拡大していくといった点。といいます
のも、熊本県に行った香川県の保健師さんの陽性が確認されたところでありまして、
もちろん急性期は別として、また屋外展開する場合も様々な考えがあるかと思いま

が、少なくとも災害対策本部、あるいは対口支援、こうしたバックヤードを支援する場合については、やはり事前にPCR検査を受けて、そして被災地の皆さん方の安心といった点、これをしっかりと担保する必要があるであろう。

また、昨今大変厳しい状況に追い込まれております医療機関、ここについての支援の拡充。こうした点についても申入れをさせていただいたところであります。

なお、この10項目につきましては、今日、有識者会議、新型コロナウイルス感染症対策の分科会、こちらが開かれる予定となっております、ここに全国知事会を代表して出ていただいております社会保障常任委員長である平井鳥取県知事さんから、この内容を分科会の場で強く申入れをさせていただく予定としております。

今、日本は感染拡大を抑え、第2波が来ているのではないか、こうした話もあるわけではありますが、この第2波、何としても感染拡大を抑えながら、段階的に社会経済活動を上げていく、もちろん新しい生活様式、これを身につける形ではあります、今、8月1日からといわれる様々なイベントの上限を撤廃する、こうした点についてもなかなか厳しいのではないか。西村大臣からは、その見直しを、そして今日の分科会にそうした点もかけさせていただきたいと、話が出ているところでありますので、我々としても、この分科会、これを受ける形で連休明けにはまた西村大臣とも協議に入りたいと、このように考えております。この、なかなか両方を追っていく難しい時代ではありますが、でも何としてもこれをなし遂げなければ、日本の経済、あるいは社会的な活動、なかなか再建が難しくなる場所でありますので、是非、関西広域連合としても応援をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

私からは以上です。

○井戸広域連合長　　ありがとうございました。

今までの報告につきまして、特にご質疑等ありましたらお願いします。

先日の全国知事会にご苦労様でした。大変時期を得たタイミングで開催していただけたのではないかと考えております。

それでは、続きまして、宿題になっておりました、第1波における対応の総括につきまして、広域防災局と広域医療局から報告させていただきます。簡単をお願いします。

○事務局　それでは、別添4をお願いいたします。

今、連合長からご紹介がありましたとおり、前回7月4日の広域連合委員会におきまして、次なる波に向けた対策や、あるいは関西の元気回復に向けた取組を検討するに当たって、第1波における広域連合の対応を総括すべきだという合意に基づきまして整理したものでございます。過去に取り組んできた項目をご紹介します。

一つは、対策本部の開催による情報共有ということで、適宜開催し、今回7回目に当たりますけれども、開催する中で情報共有を図り、また関西としての申合せ事項などを整理して取り組んできたところであります。共有した内容にしましては、下の表にありますように、感染者の発生状況や各構成団体が取り組む対応・対策の方針、医療・検査体制等々でございます。節目ごとに申合せを行い、世間に発表してきたところでありまして、成果といたしましては、情報共有することによって、各構成団体、各自治体における感染症対策の充実につながった。また、その適時の申合せによって関西圏が一体となって取組を進めることができたと評価できようかと思えます。

次のページ、お願いいたします。

広域的な医療連携についても取り組んでまいりました。関西防災・減災プラン（感染症対策編）に基づきまして、資機材、人材の調整や検査の広域連携、こういったことの申合せを行い、その方針を定めて取り組んできたところでありまして。今後の課題といたしまして、下にありますように、感染再拡大に備えまして、宿泊療養施設の広域融通の検討や、また検査・医療提供体制のさらなる確保に努めていく必要がございます。

次のページをお願いいたします。

3つ目の成果としまして、府県民・事業者への統一メッセージの発出等による外

出・往来自粛の要請であります。一つの交流圏である関西圏におきまして、一体的に外出や往来の自粛に取り組む、そういったことで、下表にありますように府県民の皆様方へのメッセージを発出してきました。関西・外出しない宣言、またゴールデンウィーク前には、GWも外出しない宣言等々でございます。

次のページをお願いいたします。

今後の課題といたしましては、やはりこの情報発信に当たりまして、各構成団体と緊密に連携しながら、さらなる発信の強化が求められるところであります。

4つ目には事業者への休業要請にも取り組んできました。特定警戒都道府県に当たります京都府、大阪府、兵庫県が取り組んできたわけですがけれども、その中でも経済圏域が一体であるという3府県域ですので、要請内容の整合を図る調整を行ってきたところであります。これはまさに関西広域連合がプラットフォームの役割を果たして、円滑に調整ができたということですがけれども、今後、各自治体の感染状況に違いがある中で、府県の実情に応じた適切な対応ができたという評価もされようかと思えます。

それから、5つ目です。次のページをお願いいたします。

水際対策の強化にも取り組みました。3月の中旬以降、アジア・欧州の検疫強化対象地域からの帰国者による感染事例が増加してきました。当時、入国制限対象地域とは異なり、検疫強化対象地域には、入国後の自宅等の待機が自主性に任されるということでしたので、国に対し、水際対策の強化を求める一方、帰国者の方、そのご家族に対してメッセージを発出したところであります。今後、国では感染状況が落ち着いている国に対して、入国規制の緩和に向けた協議を進められます。関西国際空港という水際を抱える圏域といたしましても、感染防止対策の実効性確保について、引き続き申入れを行う必要がございます。

6つ目には、国への提案・要望等であります。直面する課題につきまして、まさに今、飯泉会長からお話がありましたが、全国知事会とも連携しながら、国への要望・提案を行ってまいりました。

次のページをお願いいたします。

今後も様々な課題がございます。制度の運用、あるいは予算の確保等について積極的に提案していく必要がございます。

7つ目の取組として、関西の経済団体との連携も図ってまいりました。全国的に医療資機材が不足する中におきまして、関西経済連合会、また関西経済同友会では、会員企業に支援を呼びかけていただきました。増産・流通拡大はもちろん、物資の提供もいただきました。関経連におかれましては、医療体制支援基金を設置して寄附も呼びかけていただいております。

次のページをお願いいたします。

医療物資等については、本部事務局等が調整をしながら、特定警戒府県の3府県を中心に配分を行いました。今後とも引き続き経済団体との連携によって官民一体となった対策を進めていく必要がございます。

第1波収束後の対応についても諮ったところでもあります。5月の28日に、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着をはじめとしまして、次なる波に備えた医療や検査体制の整備などに取り組む、「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を採択したところでもあります。今後の課題としましては、やはり外出自粛、休業要請など一律の対応を行ってきた中で、経済面への深刻な影響もあったことは事実であります。今後の長引くコロナウイルス対策につきましては、ターゲットを絞った効果的な対応が望まれるところでもあります。

次のページをお願いいたします。

最後に、総括といたしまして、我々関西圏が歩調を合わせた取組によって効果的に感染者の削減を実現することができた。一方で国による8割接触削減という呼びかけに呼応いたしまして、一律的な行動自粛や休業要請も行ったことによって地域社会・経済に深刻な打撃を与えたことも事実であります。今後、リスクの高い事業所に対する感染防止対策の徹底、あるいは高齢者等、重点的に守るべき対策等を講ずるなどす

る一方で、社会経済活動の維持・向上に向けた、関西が一体となった取組を進めていく必要があると総括しております。

広域防災局からは以上でございます。

○井戸広域連合長 ありがとうございました。

それでは、引き続き広域医療局からお願いします。

○事務局 それでは、別添5をご覧ください。

検査体制・医療提供体制等に関する情報共有についてでございます。5月28日の広域連合委員会、そしてそれに引き続く近畿ブロック知事会議におきまして、新型コロナウイルス感染症への対応について、経験を共有する取組が必要との認識で一致されたことを受け、広域医療局において実施したものでございます。

各府県市の検査体制や医療提供体制に関し、第1波での課題、課題に対応した内容、第2波に向けての対応方針について調査・紹介を行い、取りまとめを行っております。

以下、概要についてご説明いたします。

まず1番の検査体制等について、(1)検査体制でございます。相談体制や検体採取の体制、そして検査を行う体制については、第1波時点において体制の強化を図っており、これまでの取組を進めてまいります。また、PCR検査を行う基準については、今後、可能な限り幅広く必要な検査を行うことのできる体制を確保してまいります。

(2)保健所の体制についてでございます。第1波の時点でも保健所の業務が増加いたしました。が、人材確保や外部委託など体制の強化が図られております。また、サーベイランスにつきましては、ICTシステムや接触アプリ、追跡システムなど、様々な手段も開発されてきております。これらの活用を進めるとともに、府県間をまたぐ感染者への対応など、これまで以上に府県市間の連携を進めてまいります。

医療提供体制につきましては、(1)医療機関・調整本部につきましては、2ポツでございます。第2波に向けましては空床状況などに関するICTシステムの活用を図

るとともに、裏面に参りまして、疑い患者や妊産婦、障害者、透析など特別な配慮が必要な方の受入れについて、関係団体との綿密な調整を進めてまいります。

(2) 軽症者の対応といたしましては、医師会をはじめ関係団体との連携により、各府県市において宿泊療養施設の確保が図られております。今後も継続して取り組んでいく方針でございます。

(3) 院内感染対策といたしましては、入院対応を行う病院と、行わない医療機関との区別をして調査を実施したところ、入院対応を行わない医療機関の感染防止対策に課題があったことが指摘されており、専門家の派遣や実際に起こった事例についての情報共有、注意喚起を行うこととしております。

3番、介護保険施設における施設内感染対策についてでございます。高齢者の介護施設において、施設内の感染が発生した事例がございます。感染症サポートチームの派遣や、応援人員の確保に関する関係団体との協議を行っており、引き続き取組を進めてまいります。

4番、医療物資につきましては、第1波におきましても連合における広域的な物資の融通の申合せ、そして各府県市の圏域内で生産された医療物資の融通という取組が行われております。引き続き府県市において必要な物資をしっかりとグリップした上で必要な物資が適切に配分されるよう、連携を図ってまいります。

広域医療局からは以上でございます。

○井戸広域連合長 ありがとうございました。

以上、総括の報告がありましたが、特に付け加えたり、ご意見等ありましたらお願いいたします。

それでは、早速に、別添6の第1波への対応を踏まえた「次なる波」への取組の方向性について、広域防災局からお諮りさせていただきます。

○事務局 それでは、別添6をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症1波の対応を踏まえた「次なる波」への取組の方向性と

ということで、小康状態を保っていた新規感染者数ですが、ここへ来まして関西圏でも再び増加、そして急速に拡大しつつあります。今、ご報告いたしました第1波における関西広域連合の対応を振り返り、そこで明らかになった課題を踏まえて広域連合、そして構成団体が連携して実施する今後の取組の方向性について、以下のとおり申し合わせるということで案として示させていただいております。

1は総括ということで、今申し上げたことであります。

2に取組の方向性ということで、7つの事項を示させていただいております。

1つ目の方向性は、府県民一人一人の自覚ある行動の促進ということで、府県民に皆さんに3つの密の回避、それから日常生活における感染予防に取り組むということのほかに、特に次の点について自覚ある行動を求めようというものでございます。

5点ございます。発熱等の異常がある場合は外出を控えること。また、夜の繁華街の接待を伴う飲食店など、最近クラスター源となっている施設の利用は注意すること。そして、業種別ガイドラインを守っていない店の利用は控えることとした上で、東京都など感染が再拡大している地域への外出や行動には特に注意することとしています。4点目は多人数での飲み会、あるいは飲食時の大声での会話、回し飲みなどについて十分注意すること。そして、国の接触確認アプリ、あるいは自治体が提供する追跡システムを活用することなどを強調したいと思います。

方向性の2つ目の事項は、事業活動での感染症防止対策の徹底でございます。

1点目は、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づいた感染防止対策の徹底。そして2点目は、テレワーク、分散出勤、サテライトオフィスなど、感染拡大を予防する働き方の定着。3点目は、イベント等におけます3密の回避や、人と人との距離の確保といった感染防止対策の徹底ということでもあります。

3つ目の方向性は、ターゲットを絞った対策であります。

1つは、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患をお持ちの方に対する感染させない配慮。

次のページをお願いいたします。

もう1点は、クラスター発生リスクの高い事業所におけるガイドラインの遵守といったことでの感染防止対策の徹底をお願いするということです。

4つ目の方向性は、次なる波に備えた検査体制・医療提供体制の強化であります。

1点目は、ドライブスルー方式による検査の拡充、唾液検体によるPCR検査、抗原検査等の活用など、検査体制の強化を図ること。2点目としましては、積極的疫学調査において重要な役割を果たす保健所の体制の強化。さらに3点目につきましては、患者状況に応じて段階的に医療体制を強化するシナリオを用意するほか、重症病床を確保する、また宿泊療養施設の確保を進めるといった医療提供体制の強化を図ることです。

4点目は、治療薬及びワクチンの開発促進、それを支援するということ。そして、発症例のさらなる分析という項目を上げております。

5つ目の方向性は、高齢者等の命を守る対策の強化であります。特に社会福祉施設内での感染防止対策の徹底。リモート面会などICTの活用といったことによって、これらを求めようというものであります。

6つ目の方向性は、人権侵害、風評被害の防止であります。感染者や医療従事者の皆さんに対する偏見や差別の撲滅に向けて、正しい認識の周知、また意識づくりに取り組むというものであります。

7つ目の方向性は、国との連携であります。国で設置されています感染症対策分科会、また有識者会議において、効果的な対策を提言いただけるように求めていくものです。また、政府の水際対策におきまして、実効ある感染防止対策について必要名申入れを行うというものであります。

方向性として以上のもを提案したいと思っております。

以上です。

○井戸広域連合長 宿題になっておりました、関西広域連合全体としての取組の方

向性を原案として取りまとめ、ご説明申し上げましたが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○飯泉委員　先ほども申し上げましたが、全国知事会としても提言を出しているように、こうして関西広域連合で次なる波の抑止宣言を出していただいたことは大変ありがたいと思っております。そうした中で、今日からG o T oキャンペーンがスタートすると。確かに今、観光関連産業、大変な打撃を受けているわけでありますので、そうしたものが行われていく、我々全国知事会も求めてきたものでありますので、いかにこの効果を上げていくのか。ただ旅行者である国民の皆さん方の不安の解消と、事業者の皆さん方の安心、こうしたものもやはりしっかりと確保していく必要があると。また今後、海外との門戸を徐々に開けていく、この水際対策、こうした点も大変重要となるところでありますので、是非国にもしっかりと基準などの明示化、これを求めているところでありますが、感染拡大地域、こうしたものをやはり国民の皆様方により分かりやすく。特に愛知県においても今、最高の数が昨日出たところでもありますし、全国的に拡大の傾向が、今、出ているところでありますので、いかに関西広域連合圏域内の住民の皆さん方にお知らせできるのか。こうした点についてもやはり考えていく必要があるのではないかと思いますので、こうした点についてもご協力方よろしくお願い申し上げたいと思います。

○井戸広域連合長　今の飯泉委員のご発言は、この取組の方向性に盛り込めないかというご提案でしょうか。

○飯泉委員　というよりも、これをいかに効果的に出していくのかといった点をお願いしたいということです。

○井戸広域連合長　ほかにございますか。

それでは、今の飯泉委員のご発言は、特にG o T oキャンペーンとの関連でありますし、水際作戦については国との連携で触れさせていただいているということもあり

まして、GoToキャンペーンとの関連等についてご意見をいただいたということで、この取組の方向性についてはご了解いただくということでよろしゅうございましょうか。

それで、その取組の方向性を踏まえた上で、お手元にあります、「関西・コロナ「次なる波」抑止宣言」を関西広域連合として発したいと考えております。

事務局、説明してください。

○事務局 別添7をご覧ください。関西・コロナ「次なる波」抑止宣言ということで、飯泉委員にも少し触れていただきましたけれども、先ほどご紹介いたしました方向性について、皆様方のご了承を得られたということで、府県民一人一人の行動を促進するため、府県民の皆様、そして事業者の皆様へ、特に関西広域連合としてメッセージを発出したいという意味で用意させていただきました。

内容につきましては、先ほど触れたことでありますけれども、発熱やせきといった違和感のある方は外出を控えよう、高齢者の方々に接するときは特に感染予防に配慮しようといったこと。また、夜の繁華街の接待を伴う飲食店などの利用については特に注意を払おう等々でございます。また、事業者の皆様には、感染防止ガイドラインを遵守していただき、感染拡大防止に最善を尽くそうということを主張させていただき、特に夜の繁華街の接待を伴う飲食店などは感染防止策の徹底をとということであります。また、最後にありますようにテレワーク、分散出勤、サテライトオフィスの取組、こういった取組は各事業者の皆様にもお願いしたいということで追記させていただいております。

以上でございます。

○井戸広域連合長 このような抑止宣言を発したいと考えておりますが、特にご意見等ありましたらお願いします。なければこれで、関西広域連合として府県民の皆様にこの宣言を発して、ご協力をお願いしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、続きまして、別添 8、関西の元気回復に向けて取りまとめるべく原案を用意しております。前回も若干ご説明したかと思いますが、今回は第 2 波に備えた取組を一番最初の、基本的視点の中の①に持ってきておりまして、あと、経済の再建、観光誘客、情報通信基盤の整備、それと、一極集中の是正、分権型社会の構築という、5つの大きな基本視点で取りまとめようとしているものでございます。最終的には次の委員会で取りまとめさせていただきますので、今日は原案をお披露目したということで、次に進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

参考のために、別添 9 として、兵庫県のポストコロナ社会兵庫会議からの提言、会議の座長は五百旗頭真兵庫県立大学理事長になっていただき、様々な方々からの提言を取りまとめたものをご参照のためにお配りさせていただいておりますので、ご活用いただきましたらありがたいと思います。

あと幾つか協議事項、報告事項がありますが、できるだけ簡略して審議を進めさせていただきたいと思います。

最初に、広域連合事務局のBCP計画の策定についてであります。

事務局から簡単に説明させていただきます。

○事務局　それでは、資料 2 をお願いいたします。

関西広域連合事務局のBCPにつきましては、これまでそれぞれ、関西防災・減災プラン、あるいは各分野事務局のそれぞれ構成団体のBCPを活用して対処してきたところですが、昨年 11 月の連合議会におきまして指摘を受けたということもありまして、改めて連合事務局としてBCPを策定したところであります。

趣旨につきましては、広域災害発生時に、限られた資源の中で非常時優先業務を的確に行うため、執行体制、その手順等をあらかじめ定めるというものでございます。

計画の内容については、A 3 の資料をご覧くださいと思います。

基本方針といたしまして、業務継続計画とは、非常時優先業務を的確に行うため、

その執行体制、手順をあらかじめ定めると今申し上げたとおりですが、内閣府、国が示しております業務継続計画に特に重要な6要素というものがありますので、それを中心に定めております。その内容については、記載のとおり、職務代行順位、参集体制のほか、代替庁舎の特定、あるいは電気、水、食料といったものの確保、そして通信手段の確保、また、行政データのバックアップと、最後には非常時優先業務の整理という項目がありますので、それに対応した形でそれぞれ定めようとするものです。

定め方の基本方針としましては、4つ掲げております。災害の応急業務に万全を期す、当然のことですけれども、そういったことに注力する。それから2つ目には、災害発災直後から72時間までは優先度の高い通常業務以外は一旦業務停止ということです。それから、優先度の高い通常業務は継続・早期再開に努める。そして、その業務継続に必要な資源を確保するという4つの方針に基づいて取り組みます。想定災害は南海トラフ地震であります。

6要素への対応ということで、以下書いておりますけれども、1つは代行順位、それから職員の参集体制につきましては、記載のとおり定めまして、これについては、参集ルールに基づきまして必要数を確保しているところであり、表にありますとおり、フェーズ1の段階においては、必要職員は十分に確保できるというものであります。また、今時のコロナウイルス対策のこともありますので、その経験も踏まえた在宅勤務や複合災害への対応といった感染症発生期における業務継続についても配慮しております。

(2)にありますように、本庁が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定ということで、本部事務局については連合長が存する兵庫県庁舎を活用いたしますし、各分野事務局につきましては、その計画に基づいて代替庁舎を確保いたします。

右側をご覧くださいますと、電気、水、食料の確保であります。それぞれについて、各分野とも、あるいは本部事務局において必要分を確保している状況にあります。

(4)にありますように、多様な通信手段を確保するという意味で、電話連絡が不

能な場合においてもテレビ会議、あるいはメール等を活用した体制を整備しております。

また、（５）ですが、重要な行政データのバックアップという意味では、各分野事務局におきまして、サーバーの定期的なバックアップ等も含めた対応を行うということで、最後の（６）の非常時優先業務の整理については、別添で、フェーズごとの優先業務を整理しておりますが、そこに記載のとおり主な非常時の優先業務は記載のとおりであります。本部、防災、観光分野、医療、それぞれの分野における優先業務は記載のとおりであります。

最後に、この業務継続計画の継続的な改善という意味で、当然のことですけれども、図上訓練、出動訓練を通じた本計画の検証、そしてP D C Aサイクルに基づく点検・見直しを行っていくということを定めております。

説明は以上でございます。

○井戸広域連合長 非常に早口で簡略した説明をさせていただきましたが、A 3の2枚目にありますように、分野ごとにフェーズを決めて、行わねばならないことを黒丸で整理して、このような対応をさせていただく予定にしておりますので、どうぞよろしく願いたいします。

このBCPを原案のとおりとさせていただいてよろしゅうございましょうか。

それでは、どうぞよろしく願いたいします。

協議事項は以上ですが、報告事項が幾つかあります。まず、7月豪雨への対応につきましてご報告します。

○事務局 続きまして、資料3をお願いいたします。

7月3日以降、熊本県を中心に九州、あるいは中部地方を襲った集中豪雨は各地に大きな被害をもたらしました。その令和2年7月豪雨への対応についてご報告いたします。

1にありますように、7月20日現在の消防庁発表の被害状況を整理したものでご

ざいます。人的被害につきましては、中ほどにあります熊本県合計のところをご覧ください。ただきますと、お亡くなりになられた方が 65 名、そのほかの地域を含めて全国は最下段ですが、77 名ということになっております。右側には住家被害がありますけれども、全壊家屋につきましては、熊本県合計で 557 ということになっております。そして、特に床上浸水につきましては、熊本県合計で 5,895 という数に上っている状況でございます。下段に記載のとおり、災害救助法が 8 県 67 市町村に適用されている状況であります。

次のページをお願いいたします。

孤立・避難の状況でございます。記載のとおり、熊本県合計で 5 つの集落でいまだ 23 世帯が孤立されているということですが、避難状況につきましては、避難所数が 69 開所されておまして、そこには 655 世帯、2,080 名の方が避難されているという現状でございます。熊本県における応援活動の状況ということで、7 月 18 日現在のものがございますが、熊本県内からは 101 名のほか、総務省などの調整によりまして、九州地方を中心に 11 の県・市から 157 名が応援に駆けつけている状況でありまして、九州地方以外では中国地方から岡山県、山口県、岡山市、広島市のほか、関西からは神戸市が応援に参加されていらっしゃいます。

そして、次のページをご覧ください。住家被害認定調査・罹災証明書交付の進捗状況ということですが、それぞれ団体によってばらつきがございますが、予定も含めおおむね進捗しているという状況にあると聞いております。

5 番目に、関西広域連合の先遣隊派遣とあります。広域連合の取組といたしまして、発災直後の 7 月の 5 日に先遣隊を熊本県に向けて派遣いたしました。現在、第 3 次ということですが、現地におきましては、毎日開催されています災害対策本部会議等に参加をし、被災状況、応援状況の情報収集をするとともに、被災市町を巡回・調査し、支援ニーズを把握しようとして努めているところであります。

今、先遣隊からの報告によりますと、熊本県におきましては、各省庁の職員が集結

されていて、課題ごとにそれぞれ熊本県の職員とともにプロジェクトチームを編成して対応しているということでもあります。物資につきましては、政府によるプッシュ型支援が行われたり、あるいは人員につきましても、DMATや保健師等の県外の応援派遣がありますほか、ここでもDMATは関西全8府県から派遣し、また、保健師にあっては鳥取県、徳島県が活動されているという状況にあります。このほか、総務省の被災市区町村応援職員確保システム、先ほど前ページでご覧いただきましたところでありましたけども、そのシステムの下に、九州域内の縣市町村が中心となりまして取り組んでいるということでありまして、現時点において人員、物資について充足していると聞いております。

また、先ほどご紹介しましたとおり住家被害の調査等についてもおおむね順調に進捗しつつあるということでもありますので、7月25日、今週をもって先遣隊については一旦終了し、今後、広域防災局が中心となりまして、情報収集、連絡調整は現地と行っていきたいと思っております。

なお、鳥取県さんも先遣隊を派遣されていらっしゃいましたが、既に終了されていらっしゃるかと聞いております。

以上でございます。

○井戸広域連合長 現状をご報告申し上げたとおりですが、これから水害に遭った家の床下から泥上げをして作業しない限り、家の再建ができないのですね。これはボランティアの力を借りなければならないのですが、今の状況ではどっと押しかけてもらっても困るという実情がございます。兵庫県のボランティアプラザも先遣隊を出して、向こうとも調整をしておりますけれども、先ほどの政府に対する要望の中でもありましたように、ボランティア隊員の事前のPCR検査などもどのような形でやっていくかといった方式も相談して決めながら、今後、派遣をしていく必要が出てくると思いますので、その際にはよろしくご協力をお願いしたいと思います。

あと、行政職員の派遣については、今、ご報告したような形で、かなり体制ができ

ている。現地の体制ができて動いているという状況ですので、必要な場合にはまた防災局で調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

どうぞ、仁坂さん。

○仁坂副広域連合長　　今は人命救助や応急復旧の段階で、応急復旧はとにかく早くやって国へお金をもらいにいけば後でくれるのですが、本格復旧になると査定を受けないと駄目なわけです。この査定を受けるための設計業務等について、和歌山県と奈良県は紀伊半島大水害の時に関西広域連合と九州知事会に大変助けていただきました。したがって、しばらくすれば土木と農業土木の技術職がたくさん必要になってくるわけです。

先日の知事会議で広瀬大分県知事が言われたことではありますが、和歌山県はお世話になったのでいつでも派遣しますよと返事したところ、自分のところというよりも、九州知事会長としてよろしく頼むよということでした。和歌山県が単独行動するという趣旨ではないので、関西広域連合で調整していただければ、応分以上の派遣をさせていただきますと思います。

○井戸広域連合長　　その点については、九州知事会と関西広域連合が包括協力協定を結んでいますので、九州知事会の窓口であります大分県と広域連合の広域防災局で調整させていただいて、構成府県市にもご協力いただくということになろうかと思えますのでよろしくお願いいたします。神戸市が派遣されているのは、政令市長会の要請に基づいてと聞いておりますが、恩田副委員、そうですね。

○恩田副委員　　そう伺っています。

○井戸広域連合長　　ですから、ちょっと枠組みは違った形で派遣されているということです。ともあれ、これからだと思いますから、そのような意味でよろしくお願いいたします。申し上げます。

それでは、続きまして、消費者庁の開設につきまして飯泉委員をお願いします。

○飯泉委員　　皆様方にも応援をいただきまして、3年間実証を行ってまいりました

消費者庁、こちらにつきまして、いよいよ7月30日、江藤大臣から新未来創造戦略本部、本部長は消費者庁長官、そして、その次長、審議官級であります。徳島県庁の10階のほう、この戦略本部に常駐するという形で、80名規模で展開と。さらに新しく、昨年はG20の消費者政策国際会合、こちらを徳島で開催いたしまして、そのレガシーをしっかりと残していくという意味で、国際担当業務、こちらを新しく研究所とともに、この中につくられるということになりました。皆様方のまずご協力に対し、心から感謝申し上げたいと思います。

もとより、関西広域連合の地には、総務省の統計センター、こちらが和歌山県に、そして何と言っても文化庁が京都のほうへということ、全て本庁機能がこの関西広域連合の中ということになっております。今後、今回の新型コロナウイルス感染症、やはり大都市部、感染症に非常に密という関係で弱いということもありまして、今、特に若い皆さん方、ネットでのアンケート調査の中で36.1%が地方での転職を考えていると。また、20.3%の大学生の皆さん方が、この機会に大学をやめたいと、こうした話が出ておりました。今回のまち・ひと・しごと創生本部、この地方創生第2幕、この中にもしっかりとこうした、6月4日、全国知事会で取りまとめた宣言に基づく形で、新次元の分散型国土の形成、そして感染症に強い日本をつくり上げていこうと。中央省庁の地方移転、さらには大企業の地方分散、そして何よりも若い皆さん方が求めてくる地方大学の魅力と、そして定員のアップ、こうした点についても書きしたためてありまして、これらもまち・ひと・しごと創生本部、こうしたものの中に書かれる、あるいは骨太の方針の中にも導入されてくるということになっておりますので、これからもさらなるこの関西広域連合の地が、新しい分散型の国土形成、また井戸連合長がよく言われる二眼レフ構造、その中核となつてこられますように、また今後ともご協力方よろしくごお願い申し上げます。まずは、本当にどうもありがとうございました。

○井戸広域連合長　　これからのますますのご発展に向け、よろしくご指導お願いし

たいと思います。

それでは、続きまして、報告ですが、地方分権改革に関する提案の取扱いにつきまして、報告させていただきます。

事務局、お願いします。

○事務局 地方分権改革に関する提案募集への対応状況についてご報告いたします。

資料5をご覧ください。

令和2年の提案募集について、国の検討区分が示されました。

表1のとおり、広域連合で提案いたしました10提案につきましては、2提案が内閣府と関係府省との間で調整を行う事案となりました。また、共同提案につきましては、14提案中7提案が調整対象となっております。

今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

引き続き提案の実現を目指して調整を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○井戸広域連合長 専門職大学の認可事務の一部移譲について、省庁間協議に残りました。全部の権限をよこせという提案でしたら、きっと残らなかったのだと思うのですが、一部の権限を移譲したらどうかという提案だったので、こんな形に落ち着いたのではないかと考えております。今後ともよろしくご協力をお願いしたいと思っております。

それでは、続きまして、プラスチック対策検討会の事業計画につきましてご説明いたします。

事務局、どうぞ。

○事務局 資料6をご覧ください。

事業計画につきまして、これまでに構成府県市にも意見照会した上で、既に承認をいただいておりますので、ご報告いたします。

プラスチック対策検討会では、資料の表面(1)と(2)の調査を中心に進めてま

います。これらの調査を踏まえて、裏面ですけれども、構成府県市や事業者団体等で構成するプラットフォームを運営いたしまして、ここで情報共有をした上で産業振興等の各分野の施策への展開を図っていくこととしております。また、最終的には関西広域連合としての中長期的な対策の方向性についても検討を行ってまいります。

以上でございます。

○井戸広域連合長　　今、報告いたしましたような手順で検討会を進めてまいりますので、適宜報告はさせていただきますが、その際にご指導いただきましたら幸いです。

三日月さん、どうぞ。

○三日月委員　　1点だけご紹介を。井戸連合長の机にしか置いていないのですが、京都とそして滋賀に拠点を持っています立命館大学の経済学部の学生、ゼミの皆さんが琵琶湖のヨシを使ったストローを開発されて、プラスチック代替の一つの製品としてこれからPRしていこうという取組をされていますので、是非このプラスチック対策検討会でも企業や大学などと様々な活動で結びついて展開していきたいと思っておりますので、どうぞご紹介方よろしく申し上げます。

○井戸広域連合長　　ヨシがこういう形で利用できるということになると、今度、需要が殺到してヨシが足らなくなるくらい、そういう循環が始まればいいのではないかと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、続きまして、関西広域サイクリングルートของ スマホナビゲーションアプリについてご紹介いたします。

どうぞ。

○事務局　　資料7をお願いいたします。

昨年度作成いたしました関西広域サイクリングルートにつきまして、快適なサイクリングをサポートできるよう、自転車ナビタイムという自転車専用のスマホアプリでルート案内の配信を始めましたのでご報告いたします。

アプリでは、ルートの音声案内をするとともに、ルート上の観光地や休憩所などの

立ち寄りスポットも掲載して、自転車の機動力を生かした関西の魅力が体験できるようなものとなっております。資料中にありますQRコードを読み取っていただきますと簡単にダウンロードできますので、是非一度ご覧いただければと思います。

なお、現在6つあるルートのうち、今日段階では①のワールドマスターズ 2021 関西自走ルート、それと④世界遺産・古墳ルート、⑤びわ湖・若狭湾ルート、この3つが利用可能となっておりますが、それ以外のルートにつきましても順次アップしてまいります。

また、この6つのルート以外のルート拡充につきましても引き続き取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○井戸広域連合長 是非お試しいただくようにお勧めさせていただきます。

続きまして、登録販売者の試験の実施につきましてご報告します。

○事務局 資料の8をご覧ください。

表記試験につきましては、来る8月30日の正午から実施を予定しております。合格発表は10月2日でございます。試験会場はご覧の8会場で予定しております。出題形式、問題数等は従前どおりでございます。出願者数はご覧のとおりとなっております。昨年に比べて約1,400人減っております。これは、コロナの影響によりまして、東京都など、他の都県で試験を延期された地域がございます。そうした地域から受験者が殺到してくるのではないかということが懸念されまして、今回は広域連合の府県に居住する方に受験者を限定させていただきました。それによるものと考えております。

それから、5の新型コロナウイルス感染防止対策としましては、受験者、スタッフのマスクの着用、アルコール手指消毒の徹底はもとより、各試験場とも定員の半数以下の配席とするといったような対策を講じます。

説明は以上でございます。

○井戸広域連合長 問題の間違いなどがないように徹底してよろしく願いいたし

ます。

続きまして、シンポジウムの紹介です。

○事務局 資料9をご覧ください。

関西健康・医療創生会議では、新型コロナウイルスの感染を防ぎつつ社会経済活動をどう回すかということにつきましてシリーズで緊急オンラインシンポジウムを実施しております。去る7月17日の第1部のシンポジウムは、実質1週間の募集期間でございましたが、約600名にご参加いただき、関心の高さを示したところでございます。

この結果を受けまして、ウィズコロナのビジネスや社会を動かすために、PCRをはじめとする検査方法の大規模化や治療薬の開発の最新動向はどうなっているかとか、中でも社会を支える空港、トラック、電車などの運輸、物流、医療機関、福祉施設、製造業などでのエッセンシャルワーカーの方々の安全を図りつつサービスの質を保つにはどうすればよいかといったことのトピックをテーマに、来る8月18日の午後に、今回もオンラインにてシンポジウムを開催いたします。現在、トピックに関する経済界の方々に打診中でございますので、内容が固まり次第、近日中に改めて正式なご案内をいたしますので、第1部同様多くの皆様方の参加登録をお願いいたします。

ご説明は以上です。

○井戸広域連合長 8月まではオンラインシンポジウムもやむを得ないのですかね。何か最近、大学生がオンライン授業ばかりで大学には行ったことがないし、同学年にも会ったことがない、こんなので大学生と言えるのでしょうか。というのが評判になっているようですから、いつぐらいから、こういう会議でやるかということの時期が問われてくる可能性はあるのではないかと思います。

最後に、8月議会なのですが、8月27日。定例会ですけれども、午後1時からリーガロイヤルNCBで開催させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

ちょっと長引いてしまいましたが、今日の119回の関西広域連合委員会、以上で終了とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局　それでは、ただいまから記者会見を行わせていただきます。ご質問のある方は挙手をよろしくお願ひします。こちらから指名いたしますので、社名をおっしゃっていただいた後ほどにご質問いただくようお願いいたします。

前の方、お願ひします。

○神戸新聞　神戸新聞の藤井と申します。よろしくお願ひします。

連合長である井戸連合長にお伺ひしたいんですけれども、「次なる波」抑止宣言の当たりのことで、今回、東京の小池知事は外出自粛など、東京が増えていることで昨日呼びかけられてましたけれども、広域連合でも何らかの往来自粛とか、そういうことを盛り込まれるのかというような話もあったかと思うんですけれども、4連休中の対応に言及されなかった理由について教えてください。また、4連休中、関西広域連合として何か足並みをそろえるようなことは、どのようなことを考えてらっしゃいますでしょうか。

○井戸広域連合長　4連休も含めて、これからの次なる波への取組の方向性をきっちりとまとめさせていただくことで対処しようとしたものであります。特に、往来抑制については、議論もさせていただいたんですけれども、一律的な、例えば、外出抑制というものの効果とか、対処ということについては、十分な検証もされていませんけれども、それよりも大事なことは外出抑制ではなくて、外出されたとしても感染地域が拡大している地域への外出や行動は注意していただく。注意ですから行くなどとは言っていませんが。注意をしていただくということが非常に重要なのではないかと。つまり、単に外出抑制ということではなくて、こういう外出をしたとしても、その次なる行動が重要なのではないかと。それをしっかりと呼びかけていくべきではないかということで、このような取りまとめになっております。

○神戸新聞　ありがとうございます。

関連してですけれども、例えば、G o T o キャンペーン、今日から始まっておりますけれども、府県ごとにウエルカムトゥキャンペーンというようなものもされてると思いますが、そういったものへの何といいますか、配慮というか、そういうことは移動自粛を考えるに当たってあったのでしょうか。

○井戸広域連合長　この往来自粛の議論自体ではG o T o キャンペーンとか、それぞれの観光キャンペーンとの配慮で移動自粛について取扱いを決めたわけではありません。往来自粛そのものというよりは、往来は行うこととしても、どこを目的としてどこに立ち寄るか、その立ち寄り先とか目的地をしっかりと気をつけてほしいということに焦点を絞ったということでもあります。

○神戸新聞　では、連合長がかねてからおっしゃられていると思うのですがけれども、要するにターゲットを絞ってより危険性の高いところ絞った対策をといる、そういう認識でよろしいでしょうか。

○井戸広域連合長　今日の第1波の対策の総括でも、広範な一律的規制というものが経済だとか地域の生活に、我々の生活に大きな影響を与えてしまった。そういう意味からすると、それとの比較もあって、ターゲットを絞った対応が望ましいのではないかとということで、このような対応に共通理解を得たということでございます。

○神戸新聞　ありがとうございました。

○事務局　後ろの方、お願いします。

○NHK　NHKの浦林と申します。

4連休を迎えますけれども、近畿でも患者が増えている中で、改めて府県民に呼びかけをお願いしたいんですけれども。

○井戸広域連合長　府県民への呼びかけは、次なる波抑止宣言に取りまとめさせていただきます。あわせて、関西広域連合としては、このような取組の方向性を取りまとめて対処してまいります。4連休に特別に限った呼びかけではありませんが、4連休の前に関西広域連合はこのような取組の方向性や抑止宣言を出したということ

について府県民の皆様、是非ご理解をいただきたいと思っております。

○事務局　よろしいでしょうか。

それでは、午後の予定もございますので、こちらで会見を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会　１２時３０分